

発議案第20号

令和4年度の水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、久慈市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和4年4月15日提出

久慈市議会議長 畑 中 勇 吉 様

提出者 久慈市議会議員 泉 川 博 明

提出者 久慈市議会議員 小 柳 正 人

提出者 久慈市議会議員 下川原 光 昭

提出者 久慈市議会議員 城 内 仲 悦

提出者 久慈市議会議員 黒 沼 繁 樹

令和4年度の水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書

今般、国から令和4年度の水田活用の直接支払交付金の見直しが示された。

戦略作物助成の見直しでは、麦や大豆、飼料作物などに転作して作付している水田も含めて、5年に一度は水張り（水稻作付）を実施することが交付要件となった。経営の支えとしてきた交付金の対象外となることによって、今後、経営困難に陥る農家や離農による耕作放棄地の増加が懸念される。

また、飼料作物のうち、特に牧草は多年生作物のため、毎年の播種が必要ないにもかかわらず、播種して収穫する場合の助成額と、播種せず収穫のみの場合の助成額に大きな差を設けたことによって、水田を賃借して自給飼料を確保している畜産農家などは賃借料が払えずに借用しなくなる恐れがある。現在、海外からの輸入乾牧草の価格が高騰している中での唐突な見直しは到底受け入れることができない。

よって、国においては、生産者が意欲をもって作付し、将来にわたって安定的な営農・農地の維持が展望できるよう、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 生産現場に混乱を起こすことがないよう、今回の見直しに関して現場の生産者に丁寧な説明を行うとともに、実態や課題を十分に踏まえたうえでの運用を行うこと。
- 2 今回の見直しにより、営農計画の再検討が必要となることから、今後の農業経営の見通しや融資の計画を立てる期間を十分に設けること。
- 3 生産者が意欲をもって作付し、将来にわたって安定的な営農・農地の維持が展望できるよう新たな支援措置を構築し、予算の恒久化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年4月15日

岩手県久慈市議会

議長 畑 中 勇 吉

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

財務大臣 殿

農林水産大臣 殿